

本部共済給付金請求書

自運労 本部共済会

該当の太枠内を必ずご記入下さい。

請求者	支部	分会	氏名	印
	住所 〒			

請求項目及びご提出される添付証明書の項目を○で囲み担当者に提出して下さい。

請求項目	項目 及び 添付証明書類
1. 会員死亡	1. 病死、自然死、その他 2. 事故死 3. 指定伝染病死 <input type="checkbox"/> 左記 1. 2. の場合「死亡診断書」「死体検案書」 <input type="checkbox"/> 2. の場合上記に加え「事故発生証明」 <input type="checkbox"/> 会員及び受取人の「戸籍謄本」受取人の「印鑑証明」
2. 重度障害	1. 私病により、障害等級 1～2 級に該当する者 <input type="checkbox"/> 「障害診断書（全労済指定の書式）」
3. 障害給付	1. 後遺症（ ）級 1～14 級 8 万～400 万円 <input type="checkbox"/> 「発生原因証明（全労済指定の書式）」 <input type="checkbox"/> 「障害診断書（全労済指定の書式）」
4. 事故入院 (入院 5 日以上 180 日限度)	1. 事故入院 発生年月日 年 月 日から 日間 <input type="checkbox"/> 「事故発生証明書（全労済指定の書式）」 <input type="checkbox"/> 「入院治療証明診断書（全労済指定の書式）」
5. 住宅災害 (火災、一部自然災害)	1. 全焼、全壊 5. 一部焼壊 2. 全壊流失 6. 床上浸水 3. 半焼、半壊 <input type="checkbox"/> 「罹災証明（地方公共団体発行の物）」 <input type="checkbox"/> 「被災状況報告書（全労済指定の書式）」

上記が「再共済給付」の項目です。給付条件や制約がありますので裏面の注意事項をよくお読みください。
 尚、下記の「内部共済給付」の該当項目も併給されますので該当項目の有る方は同時にご請求ください。

内部共済給付	1. 会員(本人)が死亡した場合 一律	給付額 ￥50,000
	2. 家族死亡の内「配偶者死亡」	給付額 ￥50,000
	3. 家族死亡の内「実父母」「配偶者実父母」「実子死亡」	給付額 ￥10,000
	4. 結婚祝い金(1回限り)	給付額 ￥30,000
	5. 出生祝い金	給付額 ￥20,000
	6. 入学祝い金(小学生のみ)	給付額 ￥20,000
< 注 意 事 項 > 必要添付書類について		
1. 2. 3. は、会員との血縁関係を証明し、その死亡を証明する書類、「戸籍謄本」		
4. は、「結婚証明書」又は婚姻届け後の「住民票」		
5. は、親子関係を証明する事由発生日時が記載された書類		
6. は、会員との血縁関係を証明し、生年月日の確認できる書類「住民票」又は市区町村発行の「入学証明書」		

上記の給付請求の事由発生は、本部共済規定第 19 条（酒気帯び・無謀行為）に該当せざるものである事を証明致します。

年	月	日	分会担当責任者	印
---	---	---	---------	---

審査結果	年	月	日	給付決定額	¥
------	---	---	---	-------	---

本部共済会規定 第17条別表早見表

(改訂実施) 2024年5月1日

	給付請求項目	給付の種類	給付額	給付条件・手続き等
再共済給付・全労済による給付	1. 会員死亡	病死、自殺、自然死	上限 1,000,000 円	・原則として一年以内に必要書類を揃えて提出して下さい。 ・死因が「不慮の事故」の場合で、既に事故入院給付を受給している場合、その受給分は控除されて給付されます。
		事故死、法指定伝染病死	上限 4,000,000 円	・給付受取人(受給権利者)の順位は原則として法定通りですが、その資格者が定かでない場合、必ず受取人指定届を提出して下さい。
	2. 重度障害	1～2級相当の後遺症	上限 1,000,000 円	・私傷病で、労基法の身体障害等級1～2級相当の障害を残した場合の給付
	3. 障碍給付	1～14級相当の後遺障碍	80,000～4,000,000 円	・「不慮の事故」及び法による指定伝染病により労基法の身体障害等級表にかかげる障害を残した場合の給付 ・事故発生後、原則として1年以内に「事故発生通知書」を提出して下さい。(指定書式) ・障害等級確定までの間に入院治療があり、事故入院給付を既に受給の場合も別途に給付がなされます。
	4. 事故入院	不慮の事故 (5日以上入院)	日額 1,000～7,000 円	・「不慮の事故」による原因によって、その事故発生日から180日以内に入院治療があった場合、入院日数に応じて180日を限度に給付。 ・同一事故が原因で入院が繰り返された場合 事故発生日から180日以内に開始された入院のみ該当。 ・全項同様に事故発生後、原則として1年以内に「事故発生通知書」を提出して下さい。
5. 住宅災害	全焼、全壊	50,000～500,000 円	・会員が現に居住する「住宅(所有の貸家・店舗・事務所・作業場等を除く)」が火災・落雷・破裂・爆発・航空機墜落・車両の飛び込み・地震・津波・噴火・暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・なが雨・豪雨・雪崩れ・ひょう・土砂崩れ・地割れ・断層・地滑り・他 これらに類する災害において損傷、損害を受けた場合、割合、原因に応じて給付されます。 ・災害発生時は直ちに「全労済」又は「本部共済」にご連絡下さい。給付に必要な申請等の指示を行います。	
	半焼、半壊	25,000～450,000 円		
	一部損壊	5,000～150,000 円		
	床上浸水	上限 75,000 円		
内部共済給付	会員死亡給付	会員(本人)死亡	50,000 円	・会員が死亡した場合に給付。 ・「死亡証明書」手続き後の「住民票」及び「謄本」
	家族死亡給付	会員の配偶者死亡	50,000 円	・会員の配偶者が死亡した場合に給付。 ・会員との婚姻関係が証明される様式の書類。
		会員実父母死亡	10,000 円	・会員実父母が死亡した場合に給付。 ・会員との親子関係が証明される様式の書類。
		会員の妻実父母死亡	10,000 円	・会員の配偶者実父母が死亡した場合に給付。 ・会員配偶者との親子関係が証明される様式の書類。
		会員実子死亡	10,000 円	・会員実子が死亡した場合に給付。 ・会員との親子関係が証明される様式の書類。
	祝い金給付	結婚祝い金	30,000 円	・会員が婚姻した場合に給付。(在籍中1回のみ) ・婚姻関係が証明される様式の書類。
		入学祝い金	20,000 円	・会員と同一生計にある子供が小学校に入学した場合に給付。 ・「各市区町村発行の入学証明書」「住民票」
出生祝い金		20,000 円	・会員と配偶者の間に子が出生した場合。 ・「出生証明書」「住民票」「謄本」	

- ・請求までの事前手続き 住宅災害の場合には速やかに「全労済」又は「本部共済会」に連絡の事。
不慮の事故の場合、発生から出来るだけ早く「事故発生通知書」を提出して下さい。
- ・請求権の時効 再共済給付(全労済)は原則として2年間とする。
内部共済給付(本部共済)は原則として1年間とする。
- ・用語の説明 「不慮の事故」共済機関の定める事故。
「法指定伝染病」厚生省の定めた伝染病。
「障碍等級」労働基準法の定める身体障害等級